平成30年第7回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年7月26日 13時30分~14時25分

会 場 海老名市役所 6 階議員全員協議会室

平成30年第7回海老名市農業委員会定例総会議事録

平成30年7月26日「平成30年第7回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

 1番 鈴木 守
 2番 加藤 晃
 3番 清水 澄雄
 4番 瀬戸 正己

 5番 小島 冨士男 6番 平井 敬
 7番 加藤 忠晴 8番 竹內 章人

 9番 尾上 富夫 10番 井出 彰
 11番 木島 稔 12番 森 征男

 13番 齋藤 孝一 14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

 15番 中山 勇
 16番 塩脇 勉
 17番 新戸 和夫
 18番 守屋 福夫

 19番 宮台 孝治
 20番 細川 英治

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 植松 正、事務局次長 市川 清、主査 加藤 謙次、主事 湊 大輝

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第3 議案第31号 引き続き農業を行っている旨の証明について

日程第4 議案第32号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

日程第5 議案第33号 平成31年度市農業施策及び予算に関する意見(案)について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 生産緑地の斡旋について
- (2) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。 (開会の時間: 午後1時30分)

【議 長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員の6名も全員出席をいただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会規則第13条第2項の規定により議事録署名委員を 指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということですので、12番委員と13番委員を指名いたします。 それでは、4. 報告事項の3ページ、4ページの(1)活動状況、 (2)農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況・農地の異動状況を報告した。)

【議 長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何か質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようでしたら、この程度にとどめさせていただきます。 これより5の付議事項に入ります。

議案書5ページ、日程第1、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号12について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しています。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

■、■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大で す。現地の写真及び案内図は、資料1-1、1-2にございます。

続けて補足説明をさせていただきます。この案件は、譲受人である■ さんの所有する農地が厚木市の土地区画整理事業の区域内にあるため、■ ■ さんの親戚である ■ さんから代替農地を購入するという申請です。譲受人の ■ ■ さんは、厚木市の農家であるため、申請書のほかに、厚木市農業委員会が発行する耕作証明書を提出させています。また、事務局では、厚木市農業委員会事務局に聞き取りを行いましたので、それらから把握した情報を報告いたします。

■■さんの農家の世帯としての状況は、■■■■さんと、その妻の■ ■さん、長男の■■さんの3人が農業従事者だそうです。農業経営主 は、■■■■さんです。■■■■さんの農業経験年数は30年、農業従 事日数は、年間80日、妻の■■さんの農業経験年数は30年、農業従 事日数は、年間60日、長男の■■さんの農業経験年数は10年、農業 従事日数は、年間60日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営 面積は、厚木市内の田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、 ■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。な お、この面積には、先ほど申し上げました土地区画整理事業の区域内に ある農地は含まれておらず、今後も残る農地のみの合計となっておりま す。機械は、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1 台、トラック1台などを所有しています。また、地域集落の取り決めに 従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械 の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ない と思われます。また、申請人、■■■■さんのご自宅から申請地まで は、車で10分から15分とのことです。そのほか、許可をすることが できない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目 はありません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 事務局から提案説明、補足説明が一緒にありました。それでは、現地調査班長の意見をお伺いいたします。班長の10番委員。

【10番委員】 昨日、現地の確認をしてまいりました。現状は耕作も田植えも終わっており、特に草なども刈ってあり、3 反とも問題ないと思われます。 以上でございます。

【議 長】 それでは、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていた だきます。

受付番号12について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書6ページ、日程第2、議案第30号 農地法第4条の規 定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地法第4条では、農地を転用する場合、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されています。これは、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨としたものです。

受付番号2、申請地は、杉久保南■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米です。現況は、市街化調整区域の畑です。転用者は、杉久保南■■■■■■、■■■、転用の目的は、駐車場です。現地の案内図は、資料2-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画の平面図、断面図、排水計画図をお配りしております。

以上でございます。

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 現地は、東西、既設のブロックで囲まれており、南と市道に面した北に コンクリートブロックを3段積むということで、あと、盛り土はほとん どないということで、特に支障はないと思われます。 以上です。

- 【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

資料2-1をご覧ください。農地の立地基準は、第2種農地です。これは、農振農用地区域、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから判断ができます。第2種農地は、申請にかかる農地にかえて周辺のほかの土地を供することにより、当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可できない区分、言いかえますと、代替地がないという場合にのみ許可となるような立地区分でございます。本案件につきましては、買収される分と同程度である■■平米以上の面積が確保できること、県道の沿道であること等を条件として候補地を選定したそうですが、農地、農地以外に問わず、条件に合う土地が周辺では見つからなかったとの理由書の記載から、代替地はないと判断できると考えております。

続きまして、土地利用計画になります。資料2-2の平面図をご覧ください。図面は、上が北を指しております。申請地を転圧してアスファルトで舗装し、10トンから15トンのトラック15台分をとめられる駐車場を整備します。申請地は、北側の市道790号線より5センチ程度低くなっておりまして、さらに南側へ向かって勾配をとるような計画になっております。これは、ほぼ現況と同じ高さでございます。周囲は、コンクリートブロック3段積みの土どめで囲い、1メートル20センチのネットフェンスにより、ごみ等の飛散を防止します。また、東側

は同じく

■■■■■■■■■■■■■が現在使用している既存の駐車場となっており、こちらが県道と接しております。出入りは、そちらの県道から行う予定でして、今回の申請地と既存の駐車場とは一体で利用を行いますが、新設と既設駐車場の境には地先境界ブロックを設置するような計画がされております。申請地北側にも6メートル幅の車両出入り口を設ける計画となっておりますが、こちらは従業員の通勤用の乗用車の出入りを想定したものだそうで、こちらからのトラックの出入りはないと聞いております。また、外灯につきまして、当初の計画では設置予定はなく、必要に応じて隣接畑の所有者と相談していくとのことです。

続きまして、断面図をご覧いただきたいと思います。資料 2-3 をご覧ください。A-A と書いてあるのが申請地を東西、B-B と書いてあるのが申請地を南北に切った図面でございます。このうち、農地と隣接するのは申請地西側になりますので、断面で言うとA-A の左側の断面が農地との境ということになります。こちらには既設ブロック天端 G H=10.15という表記がございます。隣接する畑は、この天端より 2 、3 センチ程度低いような土地になっていまして、今回転用する申請地の計画高 9.85というものよりも既に高いような敷地になっていますので、現在、コンクリートブロック 2 段で区切りがされております。ただ、この既存のコンクリートブロック 1 投めが古いものだということから、さらに申請地内にコンクリートブロック 1 段積みの土どめをするということで、計画がされております。また、申請地北側と南側も同じようにコンクリートブロック 1 段積みで土どめを行うという計画で、これらによって土砂の流出、崩壊が防がれる計画となっております。

続きまして、資料 2-4 をご覧ください。排水計画図でございます。 雨水排水につきましては、申請地の計画高をご覧いただきますと、右上 と左上にそれぞれ F H という形で計画高が表記されております。こちら が北側から 9.95、南へ下がっていってちょうど図面の真ん中の左右にな りますが、こちらが F H = 9.85、さらに南側が F H = 9.80 ということで 記載がされていまして、一番北から南に向かって約 1.5 センチほど勾配 がとられるというような計画になっております。これによって雨水が南 側へ流れていくということになりまして、申請地南側にはU-240グレ蓋付という表記があるんですが、こちらがU字溝を設置してグレーチングのふたをつけるというような表記になっております。こちらのU字溝に南側に向かって流れた雨水を一旦落としまして、さらに、図面左下にはプラスチック製浸透施設という表記がございます。こちらの浸透施設にU字溝から接続しまして、浸透施設へ流すことによって雨水は敷地内で浸透処理をするという計画になっております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地、周囲 の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われ ます。

以上でございます。

【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 現在、写真で見るとおり、多少草が出ておりました。今、事務局からの説明で、アスファルトを全部引いて南側にU字溝とグレーチングを設置して、浸透枡で処理をするということで、それと、西面、ブロックを3段積みにするので、隣の畑との境界も問題ないと思われます。南についてもブロックを積むということで、あと、従業員の出入りの車については、図面2-2の市道790号線ですか、北面になると思うんですが、そちらを使って乗用車等の出入りをするということで、アスファルトになりますので、砂利等が道路に出るようなことはないと思われます。大型につきましては、既存の駐車場のほうから出入りするということで、問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決を させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第3、議案第31号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号16について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに 引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必 要なものです。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地 を農地としてやってきたかという部分を農業委員会が証明します。

受付番号16、被相続人は、杉久保南■■■■■、■■■■、■■■■、
相続人は、杉久保南■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成27年8月29日から平成30年7月26日までです。特例農地等の明細ですが、上河内字■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか8筆、議案書のとおりです。2筆が農振農用地区域内の田、6筆が農業振興地域内の畑、1筆が市街化調整区域内の畑で、田、■■■■■■▼米、畑、■■■■■■平米、合計で■■■■■■平米です。事務局で7月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 事務局の説明が終わりました。質疑のある方。いらっしゃいませんか。 (「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号16について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(举 手)

【議 長】 全員賛成ということでございますので、承認とさせていただきます。 続きまして、議案書8ページ、受付番号17について、事務局から提 案説明をお願いいたします。

【主 事】 受付番号17、被相続人は、社家■■■■■、■■■■、相続人は、社家■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成27年4月28日から平成30年7月26日までです。特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、田、■■■平米、ほか3筆、議案書のとおりです。4筆とも生産緑地の畑で、合計、■■■■平米です。事務局で7月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 事務局の説明が終わりました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号17について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(举 手)

- 【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。 続きまして、議案書9ページ、受付番号18について、事務局から提 案説明をお願いいたします。
- 【主 事】 受付番号18、被相続人は、中新田■■■■■、■■■、相続人は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成27年6月26日から平成30年7月26日までです。特例農地等の明細ですが、中新田■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりです。2筆とも生産緑地の畑で、合計、■■■■■平米です。事務局で7月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 事務局から説明がございました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号18について、採決 をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、日程第4、議案第32号 生産緑地に係る 農業の主たる従事者についての証明についてを議題といたします。

受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

主 事】 生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、次の3つの場 合に市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように申し出ることがで きる仕組みがあります。1つ目は、生産緑地に指定されてから30年が 経過した場合、2つ目が、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3 つ目が、農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能と させる故障を有することとなった場合です。2つ目と3つ目の場合に買 い取りの申出をするときには、農林漁業の主たる従事者の証明を農業委 員会から受ける必要があります。農林漁業の主たる従事者とは、専業従 事者、兼業従事者にかかわらず、農林漁業経営における中心的な働き 手、もしくは農林漁業経営に欠くことのできない者です。その者が従事 できなくなったため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不 可能となるような場合における当該者を言います。この主たる従事者に ついての証明願が提出されました。市長へ生産緑地を買い取るよう申し 出ると、市が買い取るか買い取らないかの通知を申出受け付けの日から 1カ月以内にします。市が買い取らない場合には、農林漁業を行う希望 者への斡旋をして、斡旋が整わなければ買取り申出を受け付けた日から 3カ月後に行為制限の解除が申出者に通知されるという仕組みです。

議案書10ページをご覧ください。受付番号4、申請者は、門沢橋■

■■■■■■■、■■■■、買取り申出事由は、主たる農業従事者の故障、買取り申出事由発生者は、申請者本人です。買取りを申出する生産緑地は、門沢橋■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米です。現地の案内図と写真は、資料3をご覧ください。

そのまま続けて補足説明をさせていただきます。

事務局で7月12日に現地調査をしたところ、写真のとおり、ハウスと果樹畑があり、どちらも農地として適正に管理がされていました。また、申請人の■■■■さんですが、平成30年の農家台帳において、経営主として登載がされております。提出された診断書及び聞き取った情報によりますと、二型糖尿病を患っており、月1回の通院を要すること、また、胃がんを患ったことで胃を摘出しており、体力の低下や、やせてしまったこと、また、高齢であることから、これまでどおりフルタイムでの農作業ができず、作業時間や作業範囲によく注意を要するとのことです。これらから、この証明の発行につきまして、問題ないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 事務局から説明が終わりました。

質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号4について、採決を させていただきます。

受付番号4に賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書11ページ、日程第5、議案第33号 平成31年度市 農業施策及び予算に関する意見(案)についてを議題といたします。

これにつきまして、7月12日に農政小委員会を開催していますので、農政小委員会委員長の6番委員から、審議経過の報告をお願いいた

します。

【6番委員】 7月12日、平成30年第3回海老名市農業委員会農政小委員会を開催いたしました。資料4のとおり、平成31年度市農業施策及び予算に関する意見(案)についてまとめさせていただきました。内容の詳細につきましては事務局から説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【議 長】 それでは、事務局。

【事務局次長】 それでは、平成31年度市農業施策及び予算に関する意見(案)についてを説明させていただきます。

別紙資料4をご覧ください。

7月12日開催の農政小委員会におきまして、委員の皆様からご意見をいただきまして、取りまとめた内容となります。今回の意見に関しまして、6項目の案件が挙げられてございます。内容といたしまして、昨年からの継続要望が5件、新規要望が1件でございます。

それでは、要望事項の説明をさせていただきます。

1つ目といたしまして、資料4の2ページをご覧ください。「1 生産 緑地制度の円滑な運用のための協力・連携について」、読み上げて説明さ せていただきます。

「市街化区域内における緑地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するという生産緑地制度の目的は、市街地における農地の多面的機能の評価が高まっている今日、一層大切になっております。また平成27年度からは、市長部局と農業委員会との相互連携を始め、農業委員会が行っている農地の利用状況調査に市長部局職員も同行し、生産緑地における利用状況の把握や、適正管理の指導、その有用な機能の発信などについて、市が独自に行った生産緑地全地区の状況調査結果を農業委員会に提供していただいております。今後も、都市における農地等の適正な保全のため、市と農業委員会との相互協力・連携体制をより一層強めていくよう要望いたします」。

これにつきましては、継続要望ということで、生産緑地の管理状況の 把握や、必要に応じた指導等、生産緑地制度の適正な運用が図られるよ う、市と農業委員会とのさらなる相互協力、連携体制を要望するもので ございます。

続きまして、2つ目といたしまして、資料4の2ページをご覧ください。「2 海老名市の都市農業振興施策の進め方について」、読み上げて説明させていただきます。

「平成27年4月には、都市農業振興基本法が制定され、都市農業振興は重要性を増しています。また海老名市においては、平成28年には新農業振興プランを策定し、先進技術の導入など、農業経営の効率を高めるために役立つものを実施していると伺っております。今後、市の施策内容や先進技術の情報については、農業者を対象に勉強会や講習会等を開催するなど、情報提供を幅広く行い、各農家が改めて農業経営を検討する機会をつくり、さらに農業者の意見を聴取しながら、PDCAサイクルを取り入れ、各施策を進められますよう要望いたします」。

これも継続要望ではございますけれども、市が実施しております農業振興プラン、先進技術の導入について、講習会などを通じて幅広く情報提供をすることでございます。農業者の意見を受け、PDCAサイクルを取り入れ、施策を進めることを要望するものでございます。

続きまして、3つ目といたしまして、資料4の3ページをご覧ください。「3 有害鳥獣被害対策の継続と施策の市民への周知について」、読み上げて説明をさせていただきます。

「カラスやムクドリ、ハクビシン、アライグマ等による農作物の食害は、本市農業においても大きな課題のひとつです。有害鳥獣の個体数減少を図るため、現在の市の取り組みを継続するとともに、有害鳥獣対策施策の一般市民による活用を進められるよう、より周知に努められることを要望いたします。また、枝葉が繁茂しているなど、手入れが行われていない樹木には鳥がとまり、隣接田畑の食害が起こりえます。樹木所有者へ剪定など管理をよくしてもらうよう、市からも啓発されることを要望いたします」。

これも継続要望でございますけれども、有害鳥獣の個体数の減少を図るため、現在の市の取り組みを継続するとともに、より周知に努められます

よう要望するものでございます。また、樹木の繁茂により、鳥の食害が起こり得るため、樹木所有者へ剪定等の管理を促すよう、市からの啓発を要望するものでございます。

続きまして、4つ目といたしまして、資料4の3ページをご覧ください。「4 耕作のルールやマナー啓発への働きかけについて」、読み上げて説明をさせていただきます。

「ここ数年、地域での農作業時、特に田植え時期に、農作業上のルールやマナーが守られず、作業終了後、畦畔が崩れたり、隣接農地の苗が倒伏したりするなど、近隣農地への営農条件に悪影響が出てしまうような事例が見受けられました。このような事案については、生産組合が自主的にルールやマナーの啓発を行うものと考えます。耕作者や土地所有者に対して、生産組合から直接、働きかけがなされるよう、市から地区運営委員会会議、生産組合長生産班長合同会議の席等で注意喚起していただくよう要望いたします」。

これも継続要望ではございますけれども、農地や畦畔の農作業上のルールやマナーが守られず、隣接農地の営農条件に悪影響が出てしまうような事例があるため、耕作者や土地所有者に対して生産組合から働きかけがなされるよう、市から地区運営委員会会議、また生産組合長班長合同会議の場等で注意喚起をしてくださるよう要望するものでございます。

続きまして、5つ目といたしまして、資料4の4ページをご覧ください。「5 農機具の貸し出し事業について」、読み上げて説明させていただきます。

「現在、市では田植え機、トラクターやコンバインの貸し出しを実施しているところですが、さらに自走式ハンマーナイフの貸し出しの検討をお願いいたします。近年、耕作者等が高齢となり、耕作地の遊休農地化が懸念されます。また、病気や怪我等で一時的に耕作を中断する場合でも、周辺環境によっては、雑草等の種類が雑木化することもあります。このような状況下でもすぐに良好な営農環境に戻す必要がありますので、上記の農業用機械の貸し出しについて要望いたします」。

これも継続要望ではございますけれども、一部昨年のものと修正して上

程しているものでございます。現在、市のほうでは、田植機、トラクターやコンバインの貸し出しを実施しているところではございますけれども、近年の耕作者等の高齢化による遊休農地対策といたしまして、自走式ハンマーナイフの貸し出しの検討を要望するものでございます。病気やけが等で一時的に耕作を中断する場合でも、周辺環境によっては雑草等が種類によっては雑木化することも考えられます。このような状況下ですぐに良好な営農環境に戻す必要もございますので、農業用機械の貸し出しの充実を要望するものでございます。

最後に、6つ目といたしまして、資料4の4ページをご覧ください。 「6 生産緑地法の一部改正に伴う所要の支援策の構築について」、読み 上げて説明させていただきます。

「平成29年6月15日より生産緑地法が施行され、自治体の条例制定により300㎡まで面積の引き下げが認められることとなりました。つきましては、農業者の意見等を集約し、面積要件の引き下げを容認した条例等の制定をお願いいたします。また、住宅等が密集している市街化区域内の農地にあり、物理的な一体性を有していない場合であっても、一体として緑地機能が果たされる場合には、一団の生産緑地としての指定範囲の拡大を要望いたします。さらに、平成30年度以降の生産緑地追加指定について、都市近郊下での意欲ある農業者を積極的に育成することからも指定の拡大をお願いいたします」。

昨年6月15日より、生産緑地法の一部改正が施行されまして、自治体で条例制定によりまして、300平米までの面積の引き下げが認められるということになったことに対する要望でございます。また、市街化区域内農地での物理的な一体性を有していない農地であっても、一体として緑地機能が果たされる場合には、一団の生産緑地としての指定範囲の拡大を要望するものでございます。さらに、平成30年度以降の生産緑地追加指定につきましても、指定の拡大を要望するものでございます。

以上、6項目の要望事項をご審議いただきまして、ご承認いただければ、8月3日に市長に対しまして要望書を提出する予定でございます。 以上でございます。 【議 長】 事務局から説明がございました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。 今事務局から説明がございました 6 項目につきまして、農業委員会と しての要望事項ということにさせていただきたいと思いますが、これで よろしゅうございますか。 賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 賛成多数でございますので、承認とさせていただきます。

次に、議案書12ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議 によらない案件を案件とします。

(1) 生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号91、94について、事務局から一括して提案説明をお 願いいたします。

【主 査】 生産緑地の買取り申出に対し、市長は買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならないとされています。農業委員会へこの斡旋の協力依頼が来ております。

生産緑地番号91、所在地は、今里■■■■■■、現況地目、田、 台帳地目、田、■■■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりです。

続きまして、生産緑地番号94、所在地は、今里■■■■■■、現 況地目、畑、台帳地目、田、■■■平米、ほか3筆、議案書のとおりで す。

案内図及び現地の写真は、資料 5 をご覧ください。これらの農地につきましては、平成 3 0 年第 4 回定例総会におきまして、土地所有者の死亡という事由により、生産緑地の主たる従事者についての証明願が提出され、証明の決定がされました。 5 月 2 8 日付で市に対して現在の土地の所有者より、この生産緑地の買取りの申出がされ、市では一部を道路用地として買い取ることは決定されましたが、残りの部分について、市

から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ております。斡旋につきましては、まずご自身でお考えをいただき、また、周囲、地区の方に情報提供していただきまして、希望される方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、8月14日、火曜日までに事務局へご連絡くださるようにお願いいたします。その結果を8月15日、水曜日に海老名市の都市計画課へ事務局から報告させていただきます。

以上でございます。

【議 長】 それでは、今の案件につきましては、91、94、一括で質疑を受けた いと思いますが、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、91、94につきまして、一括でこの件を承認とさせていた だきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書13ページから17ページまでの(3)農地転用届出に よる専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号12から16までの5件と、農地法第5条の受付番号35から44までの10件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主 査】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、 市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法 第4条第1項第7号と、農地法第5条第1項第6号です。

議案書13ページ、14ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、平成30年6月1日から6月30日までの間に届出がされたものです。受付番号12から16までの5件、全て畑で、2,490.32平米です。

続きまして、議案書の15ページから17ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきまして

は、同じく平成30年6月1日から6月30日までの間に届出がされたものです。受付番号35から44までの10件で、田、110平米、畑、3,689.95平米、合計、3,799.95平米です。以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議 長】 質疑のほうも一括でしたいと思いますが、質疑のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑がないようでございますので、それでは、受付番号12から16までの5件と、受付番号35から44までの10件について、一括して承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。 本日の定例会の案件は終了いたしましたので、その他について、委員 の方から報告はございますか。

(「なし」の声あり)

- 【議 長】 ないようでしたら、事務局から何かございますか。ありませんか。 ほかにないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願い いたします。
- 【2番委員】 長い間、ありがとうございました。今日はちょっと涼しいですが、また 来週明けから日差しが強くなるということで、皆さん、熱中症には十分 気をつけて農作業に当たってください。今日はどうもありがとうござい ました。

(終了 午後2時25分)